二百五十七～二百七十　［略］	二百三十七～二百五十　［二十号ずつ繰り下げる。］ ［号を加える。］
二百七十一　非ケトーシス型高グリシン血症	
二百七十二～二百七十五　［略］	二百五十一～二百五十四　［二十一号ずつ繰り下げる。］ ［号を加える。］
二百七十六　左肺動脈右肺動脈起始症	
二百七十七～三百一　［略］	二百五十五～二百七十九　［二十二号ずつ繰り下げる。］ ［号を加える。］
三百二　β－ケトチオラーゼ欠損症	
三百三～三百十一　［略］	二百八十～二百八十八　［二十三号ずつ繰り下げる。］ ［号を加える。］
三百十二　芳香族Ｌ－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
三百十三～三百二十四　［略］	二百八十九～三百　［二十四号ずつ繰り下げる。］ ［号を加える。］
三百二十五　無虹彩症	
三百二十六～三百二十八　［略］	三百一～三百三　［二十五号ずつ繰り下げる。］ ［号を加える。］
三百二十九　メチルグルタコン酸尿症	
三百三十～三百五十八　［略］	三百四～三百三十二　［二十六号ずつ繰り下げる。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国土交通省告示第二百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年三月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類

１　一般国道57号改築工事（島原道路「森山地区」・長崎県諫早市森山町田尻字東中仕切地内から同市小野町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

２　一般国道57号森山地区歩道整備工事（長崎県諫早市森山町下井牟田字西四番籠地内から同市小野町地内まで）

第３　起業地

１　第２の１に係る事業

⑴　収用の部分　長崎県諫早市森山町田尻字東中仕切、森山町本村字中ノ中仕切、字西中仕切及び字上ノ大開、森山町下井牟田字大開一ノ角、字大開九ノ角、字大開十ノ角、字外籠、字中永続、字東四番籠、字西四番籠、字久米山及び字釜崎、赤崎町、黒崎町並びに小野町地内

⑵　使用の部分　長崎県諫早市森山町田尻字東中仕切、森山町本村字中ノ中仕切、字西中仕切及び字上ノ大開、森山町下井牟田字大開一ノ角、字大開九ノ角、字大開十ノ角、字外籠、字中永続、字東四番籠、字西四番籠及び字久米山、赤崎町、黒崎町並びに小野町地内

２　第２の２に係る事業

⑴　収用の部分　長崎県諫早市森山町下井牟田字西四番籠、字久米山及び字釜崎、赤崎町、黒崎町並びに小野町地内

⑵　使用の部分　長崎県諫早市森山町下井牟田字久米山及び字釜崎、赤崎町、黒崎町並びに小野町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、長崎県諫早市森山町田尻地内の森山東インターチェンジから同市小野町地内の尾崎インターチェンジ（仮称）までの延長5.1kmの区間（以下「本件自専道区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道57号改築工事（島原道路「森山地区」）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件自専道事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件自専道事業のうち、「一般国道57号改築工事（島原道路「森山地区」）」（以下「自専道本体事業」という。）及び自専道本体事業の施行により遮断される一般国道57号の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、自専道本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

申請に係る事業は、長崎県諫早市森山町下井牟田字西四番籠地内から同市小野町地内までの延長2.1kmの区間（以下「本件歩道区間」という。）における「一般国道57号森山地区歩道整備工事」（以下「本件歩道事業」という。）である。

本件歩道事業は、道路法第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件自専道事業及び本件歩道事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件自専道区間及び本件歩道区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

イ　第２の１に係る事業

一般国道57号（以下「本路線」という。）は、大分市を起点とし、竹田市、阿蘇市、熊本市、諫早市等を経由して長崎市に至る延長約313kmの主要幹線道路であり、本件自専道事業は、南島原市と諫早市とを結ぶ延長約50kmの自動車専用道路として計画された島原道路の一区間である。

長崎県内における本路線は、島原半島地域と県央地域を結ぶ主要幹線道路であり、沿線地域住民の日常生活はもとより、島原半島地域と県央地域間の通過交通を支える重要な路線となっている。

しかしながら、本件自専道区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、周辺に各種店舗等の商業施設や住宅等が存しており、地域住民の日常生活による地域内交通と通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成26年11月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、諫早市森山町本村地内で23,307台／日であり、混雑度は1.63となっている。

本件自専道事業の完成により、本件自専道区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件自専道事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。